

国立大学法人奈良教育大学役員退職手当規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年10月29日規則第404号

改正 平成18年3月24日規則第40号

改正 平成25年1月30日規則第3号

改正 平成30年1月26日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条第2項及び第5条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての勤務実績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

3 当分の間、退職手当の額は、第1項及び前項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員の在職期間を有する役員の退職手当の特例)

第5条 役員が、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する教職

員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

(教職員の在職期間を有する役員の退職手当の特例)

第6条 役員が、引き続いて国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)教職員(常時勤務することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、この規則による退職手当は支給しない。

- 2 本学教職員として在職した後引き続いて再び役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。
- 3 前項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人奈良教育大学教職員退職手当規則(平成16年奈良教育大学規則第65号。以下「教職員退職手当規則」という。)第9条に規定する在職期間とみなし、教職員退職手当規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。
- 4 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第

- 1号の規定により解任されたときは除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。
- 2 この規則の定めるところによる退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 支給を受けるべき者が、退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

(教職員退職手当規則の準用)

第8条 役員の退職手当については、本規則の定めるもののほか、教職員退職手当規則に規定する教職員の退職手当の例に準じて取り扱う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第404号)

この規則は、平成16年10月29日から施行する。

附 則 (平成18年規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第3号)

- 1 この規則は、平成25年1月30日から施行し、平成25年1月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、「100分の92」とする。

附 則 (平成30年規則第1号)

この規則は、平成30年1月26日から施行する。